

鹿沼市新庁舎整備基本設計（案）に対するパブリックコメントとその回答

	意見等	回答
1	<p>最近では、鹿沼市においても独居老人が増えております。独居老人は、元々近い友人などがいない場合、社会との接点が乏しいことから孤独死という形で周囲に知られないまま、餓死や病死するケースが頻繁に発生・報道され社会問題として取りざたされています。</p> <p>これらの人々は、経済的・健康面・犯罪に巻き込まれても周囲に助けを求めにくい傾向があり、相談相手を身近に持つことが重要と考えます。</p> <p>そこで、提案させていただきます。</p> <p>鹿沼市の新庁舎には、1階部分に多目的スペースの広い空間が設けられています。ぜひこの場所において、近隣の独居老人向けの「こども食堂」のような食事提供・コミュニケーションの場を作ってはどうかと思います。</p> <p>何卒ご検討ほど、よろしく願いいたします。</p>	<p>新庁舎1階の多目的スペースについては、市民ワークショップにおいて、多くの意見をいただきました。主な意見やアイデアとしては、下記のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市の特産物の展示・販売 ②パブリックビューイング用の大型ビジョンの設置 ③市の伝統工芸品や文化を紹介・展示 ④学習スペースの設置 ⑤コンサートや発表会・・・etc. <p>ご意見をいただきました一人暮らし高齢者向けの食事提供・コミュニケーションの場については、常駐施設として設けることは考えておりませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、今後関係部局等と多目的スペース（仮称：鹿沼テラス）の運用方法について検討してまいります。</p>
2	<p>本庁舎敷地面積 9,809 m²は狭い。栃木県内 14 市との比較を明らかにしてください。</p>	<p>新庁舎の建設位置は、基本構想時点において現庁舎敷地に決定しております。現庁舎位置に決定した主な理由としては、下記のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①まちづくりの視点として現庁舎敷地は、歴史性のある位置であり、市の中心としてだけでなく、上都賀地域などの圏域心の役割も担っていること。 ②まちづくりの継続性として、庁舎が移転することでの中心市街地全体に与える影響が大きいと思われること。 ③候補地とされた下水道事務所用地は、市街化調整区域であり、人口減少や高齢化などにより将来的な市街化は不透明な点があること。 ④実現性として、用地買収や造成工事をはじめ、付帯工事費がないことから、事業費

		<p>を抑制できること。</p> <p>⑤防災性として、下水道事務用地は、黒川の浸水想定区域であり、水害時には避難が必要な区域になることから土地の安全性において、不適であること。</p> <p>また、これまでに市民アンケートなどの意見で、「現庁舎敷地が狭い」とされる主な理由として、<u>駐車場不足</u>が挙げられておりました。</p> <p>新庁舎整備では他市事例と同様に、駐車場の『最大滞留量の近似値算定法』を使い、必要な駐車場台数を150台と算出し、確保することといたしました。また、駐車場台数を確保した上で国土交通省の駐車場設計・施工方針やバリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準に基づき整備するため、市民の利便性は格段に向上すると考えます。</p> <p>栃木県内14市との比較については、各市ともに様々な異なる条件をもち、単純に比較することはこれまでも行っておらず、今後行う考えはありません。基本設計(案)内容に関する意見、情報及び専門的な知識を求める今回のパブリックコメントには関連のない内容であるため、回答はいたしません。</p>
3	<p>本庁舎延床面積 9,990 m²は狭い。栃木県 14 市との比較を明らかにしてください。</p>	<p>新庁舎整備では、基本設計プロポーザルにおいて、延べ床面積 12000 m²を上限としながらも、総事業費 60 億円以内を堅持し、安全性や快適性の確保、さらなる整備規模や庁舎機能のコンパクト化、維持管理等のライフサイクルコスト削減を実現させる優れた提案を公募した結果、(株)佐藤総合計画による既存新館利用延べ床面積 11000 m²の提案を採用いたしました。</p> <p>その後、トータルコストを検討した結果、既存庁舎を利用せず全館建替え延べ床面積約 10000 m²の基本設計(案)が提示されたものであり、新庁舎建設の目的が果たせる範囲での面積削減検討の結果であると考えております。</p> <p>栃木県内 14 市との比較については、各市ともに様々な異なる条件をもち、単純に比較することはこれまでも行っておらず、今後行う考えはありません。基本設計(案)内容に関する意見、情報及び専門的な知識を求める今回のパブリックコメントには関連のない内容であるため、回答はいたしません。</p>

4	<p>市役所内部の円滑な意思疎通は、行政事務を執行する上で必要不可欠です。市情報センターへ教育委員会が移動することで、意思疎通が、総合庁舎方式に比べスムーズにいかない状況ができるのではと、懸念しています。</p> <p>教育委員会が市情報センターへ移動することの、メリット、デメリットをお知らせください。</p> <p>県内 14 市中、市長、副市長、教育長が主に同じ庁舎内で行政事務を執行していない市があるのか、お調べください。</p>	<p>移転に関する諸課題として、現在、東館に配置されている教育総務課と学校教育課が市民情報センターに移転することに伴い、奨学金の申請等の際に、本庁やコミュニティセンターなどでの手続きがあることなどもあります。文化ゾーン内に教育委員会機能のある程度集約できるとともに、こども未来部こども総合サポートセンターとの連携が、より一層図ることができることから、教育行政の意思疎通、組織運営という観点におきまして、移転するメリットが大きいと考えております。</p> <p>栃木県内 14 市への調査については、基本設計(案)内容に関する意見、情報及び専門的な知識を求める今回のパブリックコメントには関連のない内容であるため、回答はいたしません。</p>
5	<p>「鹿沼市の未来を市民と共に考える会」が行った新聞折り込みによるアンケート調査結果では、『上殿町下水道事務所西側付近に建設』がアンケート回答中の 66%を占めました。</p> <p>区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを図り、市民の意向に沿った新庁舎整備事業の推進を切望します。</p> <p>また、栃木県内の市町の中で、区域区分の見直しを実施し、庁舎の場所とした市町、これからしようとしている市町について説明してください。</p>	<p>庁舎位置を含めたアンケート調査や世論調査は平成 25 年度に実施済みであり、庁舎建設位置は「現庁舎敷地」として基本構想において決定しております。また、庁舎位置として「現庁舎敷地」がふさわしく、「上殿町の下水道事務所用地」が不適とされた経緯についても市民に対し説明を行っており、事業としては既に基本設計の完了を見込み、今後は実施設計作業に着手するものであります。</p> <p>下水道事務所用地が庁舎建設地として不適であるとされた理由は、下記のとおりであります。</p> <p>①将来的には、老朽化に伴う下水道終末処理場の建替えが必要であり、下水埋設管が集中してくる現在地付近での建替えになることから、近接している当該用地を代替施設用地として確保することが最適であると判断したこと。</p> <p>②下水道事務所用地は、国庫補助金によって下水処理施設建設のために購入した用地である。そのため庁舎建設地などの別用途での使用の場合には、国費分の返還が生じること。(下水道終末処理場の建替え用地や震災時における『汚水処理に係る簡易水処理池』用地として確保しておくことは、下水道用地取得の趣旨に合致し、国費を返還せずに済むと、平成 25 年度末に確認済み。)</p> <p>③震災等により水処理機能に支障が生じた場合には、応急措置の一つとして、「汚水処理に係る簡易水処理池」による沈殿分離・消毒・放流が必要になり、大きい容量</p>

		<p>が確保でき、また、近隣への影響低減を考慮すると近距離が必須であることから、震災等時には下水道事務所用地が重要な土地であると判断したこと。</p> <p>④新たなインフラ整備（周辺道路・上下水道等）に伴う付帯工事により、事業費の増大が懸念されると判断したこと。</p> <p>栃木県内市町への調査については、基本設計(案)内容に関する意見、情報及び専門的な知識を求める今回のパブリックコメントには関連のない内容であるため、回答はいたしません。</p>
6	<p>平成30年4月発行の「庁舎整備だより第14号」では、誰もが使いやすい庁舎、市民の交流施設として単独の利用も可能な構成にし、利便性の高い窓レイアウトや彫刻屋台を展示した鹿沼テラスのイメージが掲載されていました。この内容と、わずか5カ月後の基本設計(案)1階平面図との相違について説明してください。</p>	<p>「庁舎整備だより第14号」の内容は、プロポーザルにて特定された「既存新館利用」延べ床面積11000㎡の技術提案内容をそのまま記載しております。その後、トータルコストを考慮して、「全館建替え」が基本設計方針として確定し、「全館建替え」延べ床面積約10000㎡の基本設計(案)が提示されたものであります。</p> <p>「既存新館利用」では、交流棟である現新館を利用するため、『柱の配置』や『トイレや階段部分の配置』に制約がでます。また、交流棟の改修コスト低減のため、会議室や倉庫を中心とした改修とし、執務スペースを配置しておりませんでした。その結果、行政棟に「中廊下方式」を採用し、執務スペースを確保していました。</p> <p>対して、「全館建替え」においては、柱割が大スパンで統一され、階段やトイレといった共用部が建物の両端に集約されることで、建物全体がフレキシブルに利用可能となり、各階の諸室の配置が容易となりました。結果、「片廊下方式」を採用し、玄関ロビーを駐車場側全面に配置することが可能となり、また、多目的スペース（仮称：鹿沼テラス）を今宮神社側に配置することで、神社や参道との一体感が創出しやすくなっております。</p>
7	<p>職員組合室、更衣室、厚生室、休憩室等は、隣地にある「御殿山会館」に一括して移設し、シャワールームも設置し、更なる職員の厚生施設の充実を図り、職員には市民サービスの向上に努めていた</p>	<p>職員組合室、更衣室、厚生室及び休憩室は、当初から庁舎内に設置する予定であり、別施設へ設置することは考えておりません。</p> <p>また、現在の延床面積において、当初の計画どおり教育総務課と学校教育課について</p>

	<p>できればと思います。</p> <p>そうすることで、教育委員会を市情報センターに移動することなく、基本構想より市民に約束していた市民に対する行政のワンストップサービスが、実現可能な新庁舎整備になるのではないのでしょうか？</p>	<p>は集約することが十分可能であり、2課の市民情報センターへの移転については、教育行政機能、組織の集約化のために行うものであります。</p> <p>基本設計(案)における配置計画では、市民が最も利用する『市民課』の窓口業務、及び関連する多くの窓口業務をもつ各課について、新庁舎内において市民動線を十分に考慮した配置がなされており、その点で市民の利便性は格段に向上すると考えます。また、市民課関連手続きについては、窓口を一本化し複数の申請が可能となるよう、総合窓口(ワンストップ)化を検討してまいります。</p>
8	<p>6階に設置の発電機置場、防災備蓄倉庫について</p> <p>発電機置場とは、非常時の自家発電設備及び設備の運転を継続できる必要の燃料と思うが、大地震発生時、6階設置に不安はないのか。</p> <p>防災備蓄倉庫に常時保管する防災備品を明らかにしてください。</p> <p>大地震発生時、エレベーター停止状態を想定した場合、防災備蓄倉庫の搬出方法を教えてください。</p>	<p>災害時の停電対策として、庁舎屋上(6階)に72時間(3日分)以上稼働の非常用発電機を設置いたします。これは、水災害時に水没することを防止し、また、メンテナンス性を高めるよう空間を広くとるためであります。非常用発電機を屋上に設置する事例は多く、東日本大震災時にも、庁舎や病院に設置した非常用発電機が活躍しております。なお、使用燃料は、地下オイルタンクを外構に埋設し、連続運転が可能な燃料を備蓄します。</p> <p>防災備蓄倉庫に保管する備品については、現時点で決まっておりませんが、在庁者や避難してきた市民の一時滞在所を想定しますので、必要な備品を検討してまいります。</p> <p>防災備蓄倉庫はあくまで庁舎内滞在者のためのものであり、大規模な備品設置は想定いたしません。エレベーターが停止していても、人力での搬出が十分可能であります。</p>
9	<p>新庁舎整備スケジュール 2018.7月時点によると、東館：移転先レイアウト設計&工事とあります。移転先レイアウトについて説明ください。</p>	<p>教育総務課と学校教育課の市民情報センターへの移転先については、生涯学習課やこども未来部こども総合サポートセンターのある4階の西側部分を想定していますが、正式なレイアウト設計はまだ行っておりません。</p> <p>改修内容としては、4階をオープンフロアの事務室とするため、間仕切り壁の解体撤去やユニバーサルレイアウト導入のための備品の購入などを想定しています。</p>
10	<p>『鹿沼市新庁舎整備基本計画』での庁舎延床面積は、12,000㎡であった。『新庁舎整備基本設計(案)』の本庁舎面積は、9,990㎡である。12,000㎡は、建築基準において定めている形態規制の一つである斜線制限に抵触するののか、説明してください。</p>	<p>平成30年度時点の職員数(549人)を基本に、基本設計(案)を作成しており、その必要とされる延床面積は、設計者による合理的な設計により、庁舎機能を十分に満たしながらも約9,990㎡で可能であります。</p> <p>また、延床面積12000㎡が必要とされた場合でも、スリム化している3~5階までの</p>

		面積を 1、2 階までの面積に合わせ大きくすることにより、階数を増やすことなく、かつ、駐車場台数や駐車場車路に影響を及ぼすことなく、建築することが可能であり、法的な問題はないと考えております。
11	今宮神社と市役所を挟む市道と市役所の敷地は、段差をなくし平らにし、(バリアフリー)、歩道の設置をお願いします。	<p>実施設計において、敷地内に歩行者の通行スペースを確保できるよう検討いたします。具体的には、庁舎東側敷地内に、現在の高さで幅 1.5m 程度の市道 5101 号線の歩道機能を有した通路を整備し、合わせて、車椅子利用者も利用しやすいようスロープを設ける予定です。</p> <p>また、この歩道については、御殿山病院から直線で整備されるため、庁舎利用者も道路歩行者も、互いに通行しやすい「自由通路」としての機能を有するものになると考えております。</p>
12	1 階西側の南隅にごみ保管場所があります。ごみを収集する車両の進入経路・出入り口を示してください。	<p>基本設計(案)では、行政棟南西角の階段下部分にごみ保管場所を設置する予定ですが、搬出されるごみ予定量などの理由から設置場所が見直される可能性もあります。</p> <p>現時点では、南側出入り口からの車両進入が想定されますが、今後安全面等を十分に考慮し検討してまいります。</p>
13	基本設計の確定により出来上がる新庁舎が“まちづくり”の拠点となり、「市制 70 周年を迎え」「鹿沼市のこれからの 70 年」を目指す“まちづくり”のランドデザイン(全体構想)についてお示しください。	<p>基本設計(案)コンセプトでは、「市民、文化、歴史を未来につなぐ まちづくりの拠点が生まれ変わります」としており、これまで同様、市庁舎はまちづくりの拠点であり続けます。</p> <p>まちづくりのランドデザインについては、基本設計(案)内容に関する意見、情報及び専門的な知識を求める今回のパブリックコメントには関連のない内容であるため、回答はいたしません。</p>
14	県内外において、議会の ICT 化の取組みが進んでいる市が多くあります。議会棟整備の ICT 化対応について説明してください。	議会棟の ICT 化については、基本計画に「議会機能の充実を図る」としており、今後議会と相談しながら検討してまいります。
15	庁舎整備敷地の地盤調査結果について、明らかにしてください。	ボーリング調査では、支持層となる N 値 50 以上の地層を確認しますが、8 つの調査点において、いずれも地表面から約 9m から 18m の深さに支持層があることを確認しております。

		<p>※N 値とは、土の硬さや締まり具合を著す単位のこと。重さ 63.5kg のハンマーを 75 cm の高さから落とし、測定用のさし棒を 30 cm 打ち込むのに必要な打撃数である。N 値が大きいほどその地盤は強固であり、N 値 30 以上の地盤は、大型建造物の基盤として安全とされる。</p>
16	<p>議会棟へCLT工法の採用をお願いします。</p> <p>今は国を挙げて、国内林業の再生のため、CLT推進の動きをしています。これを活用しない手はないと考えます。また、鹿沼市の林業再生は鹿沼市の地方創生に大きく寄与します。鹿沼市は、一般社団法人日本CLT協会の特別賛助会員になっています。この会員のメリットを最大限享受すべきではないでしょうか。</p>	<p>CLTについては、国全体として林業の再生のため推進する動きであることは十分理解しております。しかし、製品とするために鹿沼産材を一度県外に搬出する必要があることなど、建築コストが倍近くになるため、主構造部材としての利用は見送ることといたしました。議会棟については、鹿沼産材を使用した在来軸組工法を採用する予定です。ただし、鹿沼産材利用や木材の先端技術アピールのため、CLTの間仕切壁利用やウッドインフィルの導入等について、実施設計での検討課題としてまいります。</p>
17	<p>議会棟本会議場の多目的化、市民への開放について</p> <p>議会本会議場も公共施設としての捉え、「多目的に使えるようにして、議会開催時のみ、議会に貸し出す」との考え方で設計、建築をお願いします。</p> <p>多目的化の具体的方法として、議場を床フラット、机を可動式として収納すれば、情報センター5階マルチメディアホール150名収容とほぼ同じホールが出来上がります。</p> <p>鹿沼市公共施設等総合管理計画では、「施設の適正配置にかかる考え方と手法の例」として多機能化（複合化）として「異なる機能を同一の施設に共存させるように一つの施設にまとめることで、更新する施設の量を削減。」としています。限られた予算の中で、公共施設を造るわけですから、是非多機能化をして、鹿沼市の財産を有効に使うべきだと思います。</p> <p>かぬまうたごえ喫茶実行委員会が今年6月に行った新庁舎本会議場アンケートで、本会議場の市民への開放では47団体の回答がありました。現在の方法で良い23%。市民が使えるように47%、</p>	<p>議場については、議会からの意見要望が提出され、その内容に基づき『床はひな壇形式、机及び椅子は固定式』の設計となっております。市民の利用については、議場の他、庁舎1階の多目的スペース等についても検討してまいります。</p> <p>なお、市民利用の場所として市民情報センター、市民文化センター等につきまして、現在は借りにくいのご意見ではありますが、新庁舎整備後は、市民情報センター等の貸館の公用使用が減少するため、借りやすい環境になると考えております。</p>

	<p>どちらとも言えないが30%となっており、約半数の団体が市民開放を求めています。</p> <p>情報センターは市の先行予約が多く、全体では半数が使えない日もあります。また、教育委員会の情報センター移動に伴い、市民の利用可能部分は、さらに減少する可能性があります。</p>	
18	<p>第7回庁舎整備市民会議にて、職員用のシャワー室設置提案がありました。道路維持課など、現場で作業する職員の方も多いためです。汗をかき、作業で汚れる可能性のある方への配慮が必要ではないでしょうか。</p>	<p>職員用シャワー室の設置については、会議や相談、書庫倉庫をはじめとする別目的のスペース需要が多かったことなどから、基本計画時点で導入を見送っておりました。しかしながら、ご意見のとおり、現場作業に関する職員の需要を考慮しつつ、ユニット型のシャワールーム設置を実施設計で検討してまいります。</p>